⑪

事業経営者向け

収入印紙不要

有償ボランティア活動契約書

当社団の「ボランティア活動の定義」に従うことを前提とし、その後段としてこの契約書は存在する。

「地元による地元の発展プロジェクト」（以下「当プロジェクト」という。）の参加者間において

（依頼する参加者）　　（以下「甲」という。）と

（受諾する参加者）　　（以下「乙」という。）は、

次の通り有償ボランティア活動契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（依頼参加者及び受諾参加者）

1. 本契約において、甲となるのは、①「協賛事業主」の資格を持つ「法人」②「個人事業主」③「個人商店」とする。
2. 本契約において、乙となるのは　２０才～３９才の地元の「個人」とする。
3. 甲及び乙は、本条の要件を満たすことを表明し保証する。

第2条　（有償ボランティア活動）：当社団の「ボランティア活動の定義」に従う。

1. 甲は、甲が「謝礼」を支払うことを前提として、乙に対し、自発的な意志に基づくボランティア活動形式にて、甲の事業の応援を行うことを依頼し、乙はこれを受諾する。
2. 乙は、ボランティア活動を自発的な意志に基づき行うもので、甲乙間は雇用関係ではなく、指揮命令、従属関係はなく、また労働基準法等の労働法規あるいは社会保険（労働災害保険等）は適用されないものとする。（活動準備中及び活動中の「事故」は自己責任となる）

３．甲は、有償ボランティア活動開始時に説明・指導を行うが、その後においては、乙の質問に答える以外は、基本的に乙に対して指示・命令は、出来ないものとする。

４．乙は、有償ボランティア活動の結果・成果について責任を負わないが、「善良な管理者の注意義務」が求められるものとする。

５．甲は、他の形式での活動「雇用又は請負契約に基づく労働又は役務の提供等」を行う者と、混在した状態で、有償ボランティア活動を乙に依頼する場合は、ボランティアカードを用意し、乙は有償ボランティア活動を行う際にこれを身に付けなければならない。

６．甲は「有償ボランティア活動」に関する各種書類を用意するものとする。

１）契約書用紙

２）有償ボランティア活動「謝礼」受諾者別受領署名帳

３）「活動終了証」

第3条　（活動内容と活動様式）

1. 活動内容

１）地元で農業・漁業・林業・製造業・建設業・流通業・販売業などの事業経営をしている（法人・個人事業主・個人商店）への

①生産/製造/販売に対する応援活動

②その他事業活動に対する応援活動

２．活動様式

１）乙の有償ボランティア活動内容は、甲が契約前に提示した内容で、乙がその内容を確認し承諾したものであり、乙は活動に関して「善良な管理者の注意義務」が求められるものとする。

２）甲または乙は、当社団ホームページ内プロジェクト「地元による地元の発展プロジェクト」に、掲載されている「事業経営者向け「有償ボランティア活動」のながれ」にのっとる形でボランティア活動を行うものとする。

３）甲又は乙が、甚だしく良識を欠く行為を行う場合は、一般社団法人医療介護チェーン本部に連絡出来るものとする。

第4条　（期間）

１．本契約の契約期間は本契約締結日のみとする。なお、延長する際には連続・非連続にかかわらず、その都度契約を締結しなければならない。（契約書に印紙は不要）

２．ボランティア活動として、実働 4 時間と実働 8 時間の２種類のコースを設定する。

第5条　（謝礼）

１．有償ボランティア活動の「謝礼」は、選択したコースに基づき、次のとおりとする。

１）①実働 4 時間コース：4000 円 ②実働 8 時間コース：8000 円。

２）各コースでの、やむを得ない活動時間の増減時は以下のようにする。

①依頼者の都合での短縮時は満額手渡す。

②受諾者の都合での短縮時は実働時間数（例１.３時間等）×（1000 円）を手渡す。

③依頼者の都合での延長は再契約を必要とするものとする。

２．　標準額を超える「謝礼」に関しては、

１）緊急性・受諾（活動）者の希少性などの事情があり、

２）当事者同士の正式な「契約」としての同意があれば、

３）有効とする。

３．甲及び乙は、有償ボランティア活動の内容、成果、評価等により「謝礼」を変更してはならない。

４．甲は、乙に対し、有償ボランティア活動終了後、
「謝礼」を「現金、時に一部現物」で手渡すものとする。

１）同時に甲が、甲により必要事項を記入した「活動終了証」を渡すものとする。

５．乙は、有償ボランティア活動を終了し、甲から「謝礼」を受領した場合は、
甲の提示する、有償ボランティア活動「謝礼」受諾者別受領署名帳に日時・活動時間・受領金額・受諾者氏名等を記入するものとする。(自宅配達サービスの代行応援活動においては別形式とする)

６．「現物支給」に関しては付則１を参照し、
以下のいずれか、該当する方に〇を付すものとする。

１）「現物支給」はこれを行わない。（　　　）

２）一部を「現物支給」とする。（　　　）

上記の「２）一部を「現物支給」とする。」を選択した場合はその金額を下記に記入する。
（ただし「謝礼」の半額以下であること）

（　　　　　）円分は「現物支給」とする。

・・・

付則1：当該、事業経営者向け「有償ボランティア活動」においては「報酬」として
「現物支給」を認める。

（1）基本的には報酬（現金）は1時間千円。

（2）「現物支給」に関しては、以下を遵守すること。

1）「謝礼」の半額は、必ず現金で払うこと。

2）依頼者は契約時に「現物支給の提案」のみが可能。

①依頼者に決める権利はない。

②提案はコース別に「現物を提示」して提案をすること。

3）受諾者の自由意思のみにより決定できる事項であること。

4）高齢者向け「有償ボランティア活動」では全額現金（銀行振り込み）であること。

（3）実施マニュアル

1）契約時に、依頼者が現物を提示して、決定し契約書に明記する。

例文：＊＊円分は「現物支給」とする。

2）「現物支給」をした依頼者の了解を得た場合は、

①個人として、古物販売業者（古物商）に販売することは可能とする。

＊この場合も、出来るだけ地元個人商店（古物商）に販売すること。

②この過程については、当社団は関知しないものとする。

3）現物支給額は「雑所得」として確定申告をすること。

・・

第6条　（費用）

有償ボランティア活動そのものにかかる材料費、燃料費、その他費用は特に定めのない限り甲が負担するものとする。

第7条　（権利及び地位の譲渡等）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第8条　（再依頼）

乙は、有償ボランティア活動の全部又は一部を、第三者に再依頼する場合には、甲の承諾を得るものとする。

第9条　（個人情報及び機密保持）

乙は、有償ボランティア活動上で知り得た個人情報・機密事項については、甲との間に機密保持義務が発生するものとし、この義務は本契約満了後も継続するものとする。

第10条　（損害賠償及び解除）

1. 乙は、有償ボランティア活動中に故意又は重大な過失により、甲に損害を生じさせた場合に限り、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2．甲は、前項の場合に本契約を直ちに解除できるものとする。

第11条　（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。

(1) 自己が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること

(2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(4) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと

2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができる。

第12条　（不可抗力免責）

天災地変、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他甲又は乙の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞及び履行不能については、甲及び乙はいずれも責任を負わないものとする。

第13条　（協議事項）

当社団ホームページ内プロジェクト「地元による地元の発展プロジェクト」に掲載している、「事業経営者向け「有償ボランティア活動」のながれ」にも本契約書にも定めのない事項は、甲及び乙、双方で協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成して、甲乙各自記名（署名/押印）のうえ各１通を保有する。
猶本契約締結にあたり、甲及び乙は、相互に身分証明書を相手方に提示し、確認を求めるものとする。

西暦　　年　　月　　日

依頼する者（甲）住所
氏名（印又は自筆署名）

受諾する者（乙）住所
氏名（自筆署名）

一般社団法人　　医療介護チェーン本部作成

以上